

平成29年度 第5回国民健康保険運営協議会資料

【国民健康保険税改定（賦課限度額等）関係】

- 1 平成30年度税制改正に伴う国民健康保険税収入への影響額等について
－賦課限度額改定等による影響額の説明－ 1
 - 2 世帯モデル別国民健康保険税賦課限度額に到達するまでの目安
－賦課限度額に到達する収入の目安の説明－ 3
 - 3 小金井市国民健康保険税税率改定状況
－年度別税率改定状況の説明－ 4
 - 4 小金井市国民健康保険税条例（案）
－改正後の国民健康保険税条例案－ 5
- ※諮問箇所は網掛け部分となっております

国民健康保険税改定(賦課限度額等)関係

平成30年度税制改正に伴う国民健康保険税収入への影響額等について

1 国民健康保険税賦課限度額改定

(1) 改定内容

平成30年度税制改正による賦課限度額

	医療分	支援金分	介護分	合計
現行限度額 ①	54万円	19万円	16万円	89万円
改定限度額 ②	58万円	19万円	16万円	93万円
差額 ② - ①	4万円増	0円	0円	4万円増

(2) 国民健康保険税収入への影響額

賦課限度額の引上げに伴う影響額 (調定ベース)

	賦課限度額超過額 改定前 (B)	賦課限度額超過額 改定後 (C)	影響額 (C)-(B)	増減割合
医療分	310,194千円	299,303千円	△10,891千円	△3.51%
支援金分	114,175千円	114,175千円	0円	0%
介護分	72,236千円	72,236千円	0円	0%
合計	496,605千円	485,714千円	△10,891千円	△2.19%

(収入ベース影響額 10,374千円増)

※ 平成29年10月末データによる試算

※ 平成29年度第4回国民健康保険運営協議会資料の総括表データを使用

※ 収入ベース影響額=10,891千円 (調定ベース影響額) ×95.25% (医療分及び支援金分の収入率)

(3) 国民健康保険税賦課限度額に到達する世帯の推計

	医療分 全体 16,293 世帯	支援金分 全体 16,293 世帯	介護分 全体 6,997 世帯
現行限度額に 到達する世帯数	350 世帯 (2.15%)	407 世帯 (2.50%)	253 世帯 (3.62%)
改定限度額に 到達する世帯数	303 世帯 (1.86%) ※改定により4万円増額	407 世帯 (2.50%)	253 世帯 (3.62%)
差引世帯数	47 世帯 ※改定により100円以上 4万円未満増額	0 世帯	0 世帯

2 国民健康保険税軽減判定基準額改定

(1) 改定内容

平成30年度税制改正による軽減判定に係る世帯の所得基準額

	改正前	改正後 (予定)
7割軽減	33万円	改正なし
5割軽減	33万円 + (27万円×被保険者数)	33万円 + (27万5千円×被保険者数)
2割軽減	33万円 + (49万円×被保険者数)	33万円 + (50万円×被保険者数)

(2) 国民健康保険税収入への影響額

軽減判定改定に伴う影響額 (調定ベース)

	低所得者軽減額 改定前 (B)	低所得者軽減額 改定後 (C)	影響額 (C)-(B)	増減割合
医療分	128,179千円	129,683千円	1,504千円	1.17%
支援金分	68,895千円	69,716千円	821千円	1.19%
介護分	24,456千円	24,839千円	383千円	1.57%
合計	221,530千円	224,238千円	2,708千円	1.22%

(収入ベース影響額 2,577千円減)

※ 平成29年10月末データによる試算

※ 平成29年度第4回国民健康保険運営協議会資料の総括表データを使用

※ 収入ベース影響額：{1,504千円+821千円 (調定ベース影響額) ×95.25% (医療分・支援金分の収入率)} + {383千円×94.60% (介護分の収入率)} =2,577千円

(3) 国民健康保険税軽減の対象となる世帯の推計

	軽減割合	医療分・支援金分 (全体 16,293世帯)	介護分 (全体 6,997世帯)
改定前世帯数	7割軽減	4,233世帯 (25.98%)	1,430世帯 (20.44%)
	5割軽減	1,309世帯 (8.03%)	573世帯 (8.19%)
	2割軽減	1,348世帯 (8.27%)	503世帯 (7.19%)
	全体	6,890世帯 (42.29%)	2,506世帯 (35.82%)
改定後世帯数	7割軽減	4,233世帯 (25.98%)	1,430世帯 (20.44%)
	5割軽減	1,346世帯 (8.26%)	589世帯 (8.42%)
	2割軽減	1,362世帯 (8.36%)	504世帯 (7.20%)
	全体	6,941世帯 (42.60%)	2,523世帯 (36.06%)
差引世帯数	7割軽減	0世帯 (0.00%)	0世帯 (0.00%)
	5割軽減	37世帯 (0.23%)	16世帯 (0.23%)
	2割軽減	14世帯 (0.09%)	1世帯 (0.01%)
	全体	51世帯 (0.31%)	17世帯 (0.24%)

世帯モデル別国民健康保険税賦課限度額に到達するまでの目安

①単身世帯 50歳代

単位：円

給与収入	現行限度額				改定限度額				差額
	医療分	支援金分	介護分	合計	医療分	支援金分	介護分	合計	
11,900,000	540,000	190,000	160,000	890,000	541,300	190,000	160,000	891,300	1,300
12,660,000	540,000	190,000	160,000	890,000	580,000	190,000	160,000	930,000	40,000

②夫婦30歳代 子1人

単位：円

給与収入	現行限度額				改定限度額				差額
	医療分	支援金分	介護分	合計	医療分	支援金分	介護分	合計	
11,000,000	540,000	190,000	—	730,000	543,800	190,000	—	733,800	3,800
11,700,000	540,000	190,000	—	730,000	580,000	190,000	—	770,000	40,000

③夫婦40歳代 子2人

単位：円

給与収入	現行限度額				改定限度額				差額
	医療分	支援金分	介護分	合計	医療分	支援金分	介護分	合計	
10,500,000	540,000	190,000	160,000	890,000	542,300	190,000	160,000	892,300	2,300
11,200,000	540,000	190,000	160,000	890,000	580,000	190,000	160,000	930,000	40,000

※ 給与収入額（10万円単位）は、賦課限度額に到達する下限値である。

※ 表頭の区分は次のとおりである。

「現行限度額」は、平成30年度改定後の税率及び現行（改定前）の賦課限度額のベースによる試算。

「改定限度額」は、平成30年度改定後の税率及び改定後の賦課限度額のベースによる試算。

小金井市国民健康保険税税率改定状況

年 度	医療分					支援分			介護分			備考(法定限度額)
	応能割		応益割		限度額	応能割 所得割	応益割 均等割	限度額	応能割 所得割	応益割 均等割	限度額	
	所得割	資産割	均等割	平等割								
51	3.0%	14.5%	1,200円	1,980円	12万円							医療分:15万円
52												医療分:17万円
53												医療分:19万円
54	3.1%	20.5%	1,500円	2,400円	18万円							医療分:22万円
55	3.8%	23.7%	2,040円	3,000円	21万円							医療分:24万円
56	4.0%	25.0%	3,000円	5,040円	23万円							医療分:26万円
57												医療分:27万円
58												医療分:28万円
59												医療分:35万円
60												
61			4,800円		31万円							医療分:37万円
62												医療分:39万円
63					34万円							医療分:40万円
平成元年度												医療分:42万円
2												
3												医療分:44万円
4			7,200円		38万円							医療分:46万円
5												医療分:50万円
6	4.4%	20.0%	10,200円	6,000円	44万円							
7												医療分:52万円
8			10,800円		46万円							
9												医療分:53万円
10					50万円							
11												
12	4.5%	18.0%	13,200円	6,600円	52万円				0.7%	5,900円	7万円	介護分:7万円
13									0.92%			
14												
15												介護分:8万円
16	4.9%	16.0%	15,800円		53万円				0.96%	7,000円	8万円	
17												
18	5.17%	15.0%	20,000円						1.1%	10,300円		介護分:9万円
19												医療分:56万円
20	3.51%		7,000円		41万円	1.66%	13,000円	12万円				医療分:47万円 支援分:12万円
21												介護分:10万円
22												医療分:50万円 支援分:13万円
23					46万円			13万円			10万円	医療分:51万円 支援分:14万円 介護分:12万円
24	4.5%		17,000円		50万円							
25					51万円			14万円			12万円	
26	4.8%	7.5%	21,000円			1.95%	14,000円	16万円	1.9%	16,000円	14万円	支援分:16万円 介護分:14万円
27	5.5%	0.0%			52万円			17万円			16万円	医療分:52万円 支援分:17万円 介護分:16万円
28					54万円			19万円				医療分:54万円 支援分:19万円
29												
30(案)			26,000円	0円	58万円							医療分:58万円

※ 改定があった年度のみ、該当欄に数値を記載

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び世帯別平等割額」を削り、同項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第5条中「2万1,000円」を「2万6,000円」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第14条第2項中「国民健康保険法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」に改める。

第22条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第1号ア中「1万4,700円」を「1万8,200円」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同条第2号中「特定同一世帯所属者」を「特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。））」に、「27万円」を「27万5,000円」に改め、同号ア中「1万500円」を「1万3,000円」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同号ア中「4,200円」を「5,200円」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書の改正規定、第22条各号列記以外の部分の改正規定、同条第2号の改正規定（「27万円」を「27万5,000円」に改める部分に限る。）及び同条第3号の改正規定（「49万円」を「50万円」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度

以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万6,000円</u>とする。</p> <p>第6条 削除</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万1,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被</p>	<p>備考</p> <p>平等割額の廃止及び基礎課税額の限度額の改定</p> <p>均等割額の改定</p> <p>平等割額の廃止</p>

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第14条 省略

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。

3～9 省略

保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第22条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第22条において同じ。)以外の世帯 6, 600円

(2) 特定世帯 3, 300円

(3) 特定継続世帯 4, 950円

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第14条 省略

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。

3～9 省略

規定の整備

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が5.8万円を超える場合には、5.8万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について1万8,200円

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が5.4万円を超える場合には、5.4万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について1万4,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,
620円

限度額の改定
に伴う規定の
整備

均等割額の改
定に伴う7割
軽減世帯に係
る減額金額の
変更

平等割額の廃
止に伴う規定
の廃止

イ 省略

ウ 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1万3,000円

(イ) 特定世帯 2,310円

(ウ) 特定継続世帯 3,465円

ウ 省略

エ 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1万500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,300円

(イ) 特定世帯 1,650円

規定の整備
5 削減額対象
基準額の引上げ

均等割額の改定に伴う5割軽減世帯に係る減額金額の変更

平等割額の廃止に伴う規定の廃止

イ 省略

ウ 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,200円

イ 省略

ウ 省略

(ウ) 特定継続世帯 2,475円

ウ 省略

エ 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,320円

(イ) 特定世帯 660円

(ウ) 特定継続世帯 990円

ウ 省略

エ 省略

2割減額対象
基準額の引上げ

均等割額の改定に伴う2割軽減世帯に係る減額金額の変更

平等割額の廃止に伴う規定の廃止

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書の改正規定、第22条各号列記以外の部分の改正規定、同条第2号の改正規定(「27万円」を「27万5,000円」に改める部分に限る。)及び同条第3号の改正規定(「4.9万円」を「50万円」に改める部分に限る。)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。